

自動車騒音環境基準常時監視調査に係る面的評価業務委託 仕様書

I. 一般事項

1. 業務名

自動車騒音環境基準常時監視調査に係る面的評価業務委託

2. 業務の目的

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、かほく市内における主要幹線道路を対象として自動車騒音の状況の常時監視を実施する。そして、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを用いて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成23 年9 月14 日 環水大自発第110914002号)及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23 年9 月14 日 環水大自発第110914001 号)に沿った評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

3. 業務期限

令和8年12月21日

4. 準拠する法令等

本業務はこの仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成 5 年11 月19 日法律第91 号)
- (2) 騒音規制法(昭和 43 年6 月10 日法律第98 号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成 10 年9 月30 日環境庁告示第64 号)
- (4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成23 年9 月14 日 環水大自発第110914001 号)

(5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編

(平成27年10月 環境省水・大気環境局)

(6) 自動車騒音常時監視マニュアル

(平成27年10月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課)

(6) かほく市諸規則

(7) その他関係法令等

5. 調査地点

(1) 調査地点は別紙に示す道路交通センサス区間内の地点とする。

(2) 受注者は、測定にあたり、土地所有者等との調整等を行うものとする。

(3) 測定に際して道路使用許可等が必要な場合は、受注者が測定区間を所轄する機関に必要な手続きを行うものとする。

6. 貸与資料

本業務の遂行のため、以下のものを貸与する。

(1) 面的評価支援システム用パソコン

(2) 環境基準類型指定地域図

(3) 都市計画用途地域図

(4) その他業務遂行上必要と認められる資料及び物品

(5) 面的評価支援システム(環境省)(システム用データ、操作マニュアル含む)、GIS エンジン

ActiveMap for.NET、数値地図25000(空間データ基盤)(国土地理院)、令和3年度道路交通センサスデータ、住宅地図(株式会社ゼンリンZmap-Town II)

7. 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可無く第三者に貸

与及び公表してはならない。また、著作権について充分配慮すること。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者選任届
- (3) 実施計画書
- (4) 委託業務完了報告書
- (5) 業務引渡書
- (6) その他必要書類

9. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は市と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等を協議するものとし、その内容についてはその都度、受注者が議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 市から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、必要な書類を速やかに提出しなければならない。
- (3) 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議するものとする。

10. 関係官庁への手続等

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、市が行う関係官庁等への手続に協力するものとする。
- (2) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意

を持って対応し、その内容を議事録にまとめ、延滞なく市に届け出なければならない。

11. 土地への立ち入り

(1) 受注者は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地の植物を伐採し垣、柵等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ市に報告するものとし、市の指示を受けて所有者の承諾を得るようにするものとする。

12. その他

(1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないよう十分配慮すること。

(2) 自動車の使用時は、アイドリングストップ等を行い、適正運転を行うこと。

(3) 受注者は、4. に示す法令等の改正等があった場合は、速やかに対応するものとする。

(4) 受注者は、自動車騒音常時監視報告(環境省水・大気環境局自動車騒音対策課)の改正等があった場合に、それに基づいて速やかに対応するものとする。

(5) 受注者は、当該仕様書に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うこと。

Ⅱ. 業務内容

1. システムのセットアップ

貸与するパソコンに面的評価支援システム、GIS エンジン(ActiveMap for.NET)、住宅地図(ゼンリン社製Zmap-TownⅡ)等をセットアップし、動作確認を行う。その際、面的評価支援システムは最新バージョンとする。

2. 評価区間の設定

評価区間は別紙に示す2区間7.4kmとする。

(1)一般県道高松内灘線 2.0km

(2)一般県道高松内灘線 5.4km

3. 現地調査(測定路線)

現地調査については以下の項目を実施する。

(1) 道路近傍における道路交通騒音測定 2ヵ所(24 時間測定)

(2) 背後地における騒音測定(昼間 2 回、夜間2 回、各10 分間以上)

(3) 交通量及び平均走行速度の測定(昼間 2 回、夜間2 回、各10 分間以上)

4. 面的評価(測定路線、簡易推計路線)

面的評価支援システムマニュアルに基づき、以下の作業を行う。

(1) 道路設定

(2) 沿道設定

(3) 騒音設定

(4) 騒音推計

5. 結果活用

面的評価支援システムを利用し以下のデータ等を作成する。

(1) 常時監視報告書

(2) 常時監視フォーマット

(3) 環境 GIS フォーマット

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 常時監視報告書…A4 紙1 部、電子媒体1 部

- ・調査概要(目的)
- ・調査地点(概要、位置図、付近の遠景及び近景のカラー写真)
- ・調査結果及び評価結果
- ・面的評価支援システム出力帳票一式
- ・騒音計検定書

(2) 常時監視フォーマット・・・電子媒体 1 部

(3) 環境 GIS フォーマット・・・電子媒体1 部

Ⅲ. その他

1. 「面的評価支援システム」の使用・操作にあたって、人件費、旅費等が発生する場合は、受注者の負担とする。
2. 業務によって知りえた情報(データ)の機密を保持し、目的以外に使用しないこと。
3. 本業務について、外部への再委託はしないこと。
4. 第三者へ情報を提供しないこと。
5. 情報の所持中・保管中の事故対策をすること。
6. 業務を円滑に進めるため、受注者は事前に市と業務にかかる打合せを行うものとする。
7. 受注者は、計量証明事業者であり、かつ、騒音・振動にかかわる計量士が複数人いること。
8. 受注者は、石川県内において本業務及び同種の業務受託実績があること。
9. 使用機器(騒音計)について、計量検定を通過している機器を使用すること。
10. この仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ、決定するものとする。
11. この業務を実施する上で必要な物品及び消耗品等は、すべて受注者の負担とする。